

令和 6 年 2 月 17 日（土）～3 月 17 日（日）に行われる予定の令和 5 年度第 2 回試験に關しまして、本書の内容に影響のある「貨物自動車運送事業輸送安全規則（安全規則）」（令和 5 年 4 月 1 日施行）、「道路交通法」（令和 5 年 7 月 1 日施行等）などの法改正がありました。

今回の改正は、**自動車の自動運転化**に対応する改正がメインとなり、特に「**特定自動運行保安員**」という**新しい運行スタッフ**が定義されたことで、多くの場所で記述の変更が生じます。

■特定自動運行保安員とは？

自動運転にはレベルが設定され、**レベル 4 以上の自動運転**では、自動車の操作を担当する者が当該自動車に乗車せずに、離れた場所から運行を監視することができます。
このように**自動運転される自動車に乗車又は遠隔操作によって自動運転を監視する人**のことを「**特定自動運行保安員**」といいます。

この特定自動運行保安員が新設されたことで、従来は運転者のみを対象としていた多くの規定が「運転者又は特定自動運行保安員」（＝運転者等）を対象とすることとなり、また、従来は運転者と運行業務を補助する従業員のみを対象としていた多くの規定が「運転者、特定自動運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員」（＝乗務員等）を対象とすることとなりました。

さらに、従来は運転者のみを対象とする規定などにおいて「乗務」とされていた文言が、特定自動運行保安員も対象とすることで「業務」になるといった用語変更が行われています。

これらの変更点をすべて掲載することは、お手元の書籍の確認・修正作業が非常に煩雑になり、また、以下の問題のように出題意図及び正否には、直接の影響はありません。

〔例：令和 3 年度 CBT 問 3〕

次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として【正しいものを 2 つ】選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. **乗務員等**が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び**乗務員等**に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守すること。
4. 法令の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、**運転者等**に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の**運転者等**に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。

- 1 × **乗務員等**の休憩・睡眠施設の整備、これらの施設の管理・保守は、事業者の義務である。運

行管理者の業務は、休憩・睡眠施設の適切な管理にとどまる。

4 ○

上記の問題では、改正により問題文に「乗務員→乗務員等」または「運転者→運転者等」という変更が生じますが、問われている内容は、運行管理者の業務であるか、事業者の業務であるかという点です。

そこで、今回の改正点につきましては、このような変更点をすべて紹介することなく、お手元の書籍について、特に追加・修正しておくべきと考えられる点のみを公表いたします。
ご容赦ください。

全ての規定についてではありませんが、**主な用語の変更点**は以下のものです。

■**主な用語の変更点**（規定の対象に特定自動運行保安員を含むこととなるため）

- ・運転者 →運転者等 ～なお、「運転者台帳」は「運転者等台帳」となる。
- ・乗務員 →乗務員等
- ・乗務 →業務 もしくは 運行の業務に従事、など
 ～なお、「乗務記録」は「業務記録」となる。
- ・運転 →運行 ～なお、「運転基準図」は「運行基準図」となる。
- ・安全な運転をし →安全に運行の業務を遂行し

■**特に追加・修正しておくべきと考えられる改正点**（お手元の書籍のご修正のお願い）

■**正答・解説 p.30（令和2年度第2回問3肢3）**

【変更前】

…乗務員の健康状態の把握に努め、…安全な運転をし、…おそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

↓

【変更後】

…乗務員等の健康状態の把握に努め…安全に運行の業務を遂行し、…おそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

■正答・解説 p.46 (令和 2 年度第 1 回問 5 肢 3)

【変更前】 ...電話、**ファクシミリ装置**その他適当な方法…

↓

【変更後】 ...電話その他適当な方法…

■問題編 p.17 (令和 3 年度 CBT 問 4 肢 2)、p.51 (令和 2 年度 CBT 問 4 肢 2)

【変更前】

乗務後の点呼は、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）…

↓

【変更後】

業務後の点呼は、対面**又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法**（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）…

■問題編 p.51 (令和 2 年度 CBT 問 4 肢 1)、p.85 (令和 2 年度第 2 回問 4 肢 1)、
p.189 (平成 30 年度第 2 回問 4 肢 1)、p.223 (平成 30 年度第 1 回問 4 肢 1)

【変更前】

乗務前の点呼は、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）…

↓

【変更後】

業務前の点呼は、対面**又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法**（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）…

■問題編 p.189 (平成 30 年度第 2 回問 4 肢 2)

【変更前】

乗務終了後の点呼は、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）…

↓

【変更後】

業務終了後の点呼は、対面**又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法**（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）…

■正答・解説 p.10 (令和 3 年度 CBT 問 24)

…乗務を開始…運転者に対し、対面により…

- 1 酒気帯びの有無
- 2 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- 3 車両法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による日常点検の実施又はその確認

↓

【変更後】

…業務を開始…運転者等に対し、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により…

- ①運転者に対しては、酒気帯びの有無
- ②運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- ③車両法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による日常点検整備の実施又はその確認
- ④特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認

■正答・解説 p.74（平成 30 年度第 2 回問 4 肢 1）

…乗務前の点呼は、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）…①酒気帯びの有無、②疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、③道路運送車両法の規定による日常点検の実施について…

↓

【変更後】

…業務前の点呼は、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法…①運転者に対しては、酒気帯びの有無、②運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、③道路運送車両法の規定による日常点検の実施又はその確認、④特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認について…

■正答・解説 p.46（令和 2 年度第 1 回問 6 肢 3）

【変更前】安全規則第 10 条第 4 項… → 【変更後】安全規則第 10 条第 5 項…

■問題編 p.30（令和 3 年度 CBT 問 17 肢 4）、p.168（令和元年度第 1 回問 17 肢 4）、
p.269（平成 29 年度第 2 回問 16 肢 1）

■正答・解説 p.7、p.66、p.110（上記問題の解説）

【変更前】…身体障害者用の車椅子が通行…

↓

【変更後】…身体障害者用の車が通行…

■問題編 p.127（令和2年度第1回問14肢3）、p.266（平成29年度第2回問13肢3）

■正答・解説編 p.49（令和2年度第1回問14肢3）

【変更前】…他の車両（**軽車両**を除く。）…

↓

【変更後】…他の車両（**特定小型原動機付自転車等**を除く。）…

※「特定小型原動機付自転車」とは、一定出力以下の電動キックボードなどが該当します。

一定の出力以上の原動機が付いているものが「一般原動機付自転車」であり、これら2つを合わせたものが「原動機付自転車」となります。